

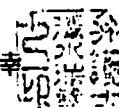
東京地方裁判所平成21年(ワ)第24208号
 原告 荒井晴彦、社団法人シナリオ作家協会
 被告 西平秋子

証拠説明書 3

平成22年2月17日

東京地方裁判所民事第40部3A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水浩幸



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙11	月刊シナリオ 2009年9月号	原本	2009.8.3	社団法人 シナリオ作家 協会	本訴訟の提起の記者会見で、 原告荒井、原告協会の会長ら が本訴訟の目的を語っている こと
乙12	調査依頼書	写し	2009.2.2	弁護士 清水浩幸	原告らが主張している社会慣 行または商慣習の存否。 原作使用許諾契約書における 本件の但書の事例について。
乙13	回答書	原本	2009.2.16	社団法人 日本文藝家協 会 代表者 坂上弘	同上
乙14	文學界 2003年6月号	原本	2003.6.1	(株)文藝春秋	本原作小説が文學界新人賞を 受賞したときの選評

乙15	月刊シナリオ 2010年1月号	原本	2009.12.3	小瀧光郎	脚本創作のうえで、原作者の 了解をとるべき場合
-----	--------------------	----	-----------	------	----------------------------